

平成 2 7 年第 2 回定例会

宮城県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

宮城県後期高齢者医療広域連合議会

平成27年

第2回宮城県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録 目次

(第2回定例会)

8月4日(火)第1号

○議事日程	2
○本日の会議に付した事件	2
○開会	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○諸般の報告	4
○第8号議案 宮城県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例	4
○第9号議案 平成26年度宮城県後期高齢者医療広域連合一般会計決算及び後期高齢者医療特別会計決算の認定について	4
○第10号議案 平成27年度宮城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)	4
○第11号議案 平成27年度宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	4
○第12号議案 副広域連合長の選任の同意を求めることについて	4
○第13号議案 監査委員の選任の同意を求めることについて	27
○選挙管理委員及び補充員の選挙	28
○一般質問	
1. 渡辺良雄 議員	29
長寿・健康増進事業(市町村助成事業)の有効活用策の検討について (答弁) 広域連合長、給付課長	
2. 白井真人 議員	31
①現時点での保険料の動向及び再建のための収入に対する保険料軽減対策について	

②マイナンバー制度の実施に伴う個人情報流出問題の対策について

(答弁) 広域連合長、事務局長

3. 歌川 渡 議員 3 3

①被災者の医療費一部負担金免除の継続と拡大について

②保険料軽減特例措置を恒久的制度として国に求めることについて

(答弁) 広域連合長、事務局長

○議第2号議案 東日本大震災被災者に対する医療費の一部負担金免除
に関する意見書 3 5

○請願第1号 東日本大震災による被災した後期高齢者の医療費等の一
部負担金の免除措置の継続に関する請願 3 6

○閉 会 3 8

平成 2 7 年第 2 回定例会 8 月 4 日開会
8 月 4 日閉会

議 決 結 果 一 覧 表

第2回定例会提出案件及び議決結果一覧表

1 議案

議案番号	件名	議決月日	議決結果
第8号議案	宮城県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例	8月4日	原案可決
第9号議案	平成26年度宮城県後期高齢者医療広域連合一般会計決算及び後期高齢者医療特別会計決算の認定について	8月4日	認 定
第10号議案	平成27年度宮城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）	8月4日	原案可決
第11号議案	平成27年度宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	8月4日	原案可決
第12号議案	副広域連合長の選任の同意を求めることについて	8月4日	同 意
第13号議案	監査委員の選任の同意を求めることについて（識見監査委員）	8月4日	同 意
議第2号議案	東日本大震災被災者に対する医療費の一部負担金免除に関する意見書	8月4日	原案可決
請願第1号	東日本大震災による被災した後期高齢者の医療費等の一部負担金の免除措置の継続に関する請願	8月4日	不採扱

平成27年8月4日 開会
平成27年8月4日 閉会

平成27年

第2回宮城県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成 2 7 年 8 月 4 日

平成 2 7 年第 2 回宮城県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

(第 1 号)

平成27年第2回宮城県後期高齢者医療広域連合議会定例会（第1号）

○会議年月日 平成27年8月4日（火曜日）

○出席議員（30名）

2番	白井真人議員	3番	浅野敬議員
4番	野田讓議員	5番	浅野敏江議員
6番	相澤祐司議員	7番	三浦善浩議員
8番	多田龍吉議員	9番	富田文志議員
10番	伊藤信行議員	11番	米澤まき子議員
12番	色川晴夫議員	13番	久勉議員
14番	大橋昭太郎議員	15番	佐々木新一郎議員
16番	及川幸子議員	17番	鈴木忠美議員
18番	渡辺良雄議員	20番	武藏重幸議員
21番	佐藤巖議員	23番	出川博一議員
24番	山路澄雄議員	25番	有賀光子議員
26番	石野博之議員	27番	渡辺ふさ子議員
28番	平間武美議員	29番	鞠子幸則議員
30番	遠藤龍之議員	32番	歌川渡議員
33番	千葉勇治議員	34番	遠藤武夫議員

○欠席議員（4名）

1番	青山久栄議員	19番	相澤邦戸議員
22番	渡辺元道議員	31番	菊池修一議員

○説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	奥山恵美子	会計管理者	土屋政一
事務局長	高橋仁	総務課長	渡邊晃
保険料課長	佗美雅一	給付課長	門脇正則

○議会事務局出席職員職氏名

事務局 長	星 和 行	事務局 次 長	横 山 弘 達
主 査	高 橋 寛 興	主 査	高 橋 由 美

○議 事 日 程 (第 1 号)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
 - 日程第 2 会期の決定
 - 日程第 3 諸般の報告
 - 日程第 4 第 8 号議案 宮城県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例
 - 日程第 5 第 9 号議案 平成 2 6 年度宮城県後期高齢者医療広域連合一般会計決算及び後期高齢者医療特別会計決算の認定について
 - 日程第 6 第 1 0 号議案 平成 2 7 年度宮城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算 (第 1 号)
 - 日程第 7 第 1 1 号議案 平成 2 7 年度宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
 - 日程第 8 第 1 2 号議案 副広域連合長の選任の同意を求めることについて
 - 日程第 9 第 1 3 号議案 監査委員の選任の同意を求めることについて (識見監査委員)
 - 日程第 1 0 選挙管理委員及び補充員の選挙
 - 日程第 1 1 一般質問
 - 日程第 1 2 議第 2 号議案 東日本大震災被災者に対する医療費の一部負担金免除に関する意見書
 - 日程第 1 3 請願第 1 号 東日本大震災による被災した後期高齢者の医療費等の一部負担金の免除措置の継続に関する請願
-

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午後1時00分 開会

○議長（野田譲議員） ただいま出席議員が30名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成27年第2回宮城県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

御報告いたします。

会議規則第2条の規定により、1番青山久栄議員、19番相澤邦戸議員、22番渡辺元道議員、31番菊池修一議員から本日の会議に欠席の届け出がありました。なお、執行部より土屋会計管理者が遅刻の旨報告を受けております。

これより本日の会議を開きます。

この際、暫時休憩いたします。

再開は13時40分といたします。

午後1時4分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（野田譲議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野田譲議員） それでは、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第70条の規定により、2番臼井真人議員及び5番浅野敏江議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（野田譲議員） 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野田譲議員） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしま

した。

日程第3 諸般の報告

○議長（野田譲議員） 次に、日程第3、諸般の報告をいたします。

地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査結果報告について、お手元に配付いたしておりますとおり監査委員から議長宛て提出がありました。

次に、去る平成27年5月14日、登米市議会選出の浅田修議員から広域連合議会議員を辞職したい旨の願い出がありましたので、地方自治法第126条の規定により同日これを許可いたしました。

また、同年6月9日、栗原市議会選出の三浦善浩議員から広域連合議会議員を辞職したい旨の願い出がありましたので、同条の規定により、同日これを許可いたしましたので報告いたします。

日程第4 第8号議案 宮城県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例

日程第5 第9号議案 平成26年度宮城県後期高齢者医療広域連合一般会計決算及び後期高齢者医療特別会計決算の認定について

日程第6 第10号議案 平成27年度宮城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）

日程第7 第11号議案 平成27年度宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第8 第12号議案 副広域連合長の選任の同意を求めることについて

○議長（野田譲議員） 次に、日程第4、第8号議案、宮城県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例から、日程第8、第12号議案、副広域連合長の選任の同意を求めることについてまで、以上5件を一括議題とし、広域連合長から提案理由の説明を求めます。広域連合長。

○広域連合長（奥山恵美子） 本日ここに宮城県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開会され、提出議案を御審議いただくに当たりまして、基本的な考え方と提出議案の概要につきまして御説明をさせていただきます。

初めに、基本的な考え方につきまして申し上げます。

東日本大震災の発生から4年が過ぎ、県内の被災地では集団移転先の宅地引き渡しやまち開きが行われ、生活復興へ向けての確実な歩みを進めているところでございます。しかしながら、いまだに多数の被災者が仮設住宅などでの不自由な生活を余儀なくされているなど、いまだに厳しい状況が続いているところもでございます。今後も、被災された皆様の一日も早い生活再建に向け、皆様方とともに復興への取り組みを推し進めていきたいと考えております。

さて、後期高齢者医療制度も8年目を迎えました。現在、国におきましては、持続可能な医療保険制度等の構築のため、さまざまな検討が行われているところであり、後期高齢者医療制度においても、保険料の特例軽減の段階的縮小等が議論の対象となっております。また、今回の国民健康保険制度の改正後の状況を見ながら、将来的な運営のあり方についても検討がなされていく見込みであると思われまます。広域連合としては、制度に影響を与えるこれらの議論を注視し、必要なことは国に意見を申し述べてまいりたいと考えております。

今後も、県内28万人余の被保険者の皆様が十分な医療を受け、お住まいのそれぞれの地域で健康で安心して暮らすことができるよう、制度の円滑な運営に向け最大限の努力をしてまいり所存でございます。

それでは、本定例会に提案申し上げております各議案につきまして、順次御説明を申し上げます。

初めに、条例関係につきまして御説明を申し上げます。

第8号議案、宮城県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

この条例の改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定に伴い、個人番号、いわゆるマイナンバーをその内容に含む個人情報である特定個人情報の取り扱いに関し、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、予算議案関係につきまして御説明を申し上げます。

第9号議案、平成26年度宮城県後期高齢者医療広域連合一般会計決算及び後期高齢者医療特別会計決算の認定につきまして御説明を申し上げます。

平成26年度の一般会計及び特別会計の決算につきましては、監査委員の意見を付して議会の認定を受けようとするものでございます。

まず、一般会計でございますが、歳入では予算額7億3,644万円に対し、収入済額は7億3,656万3,336円でございます。歳出では、予算額7億3,644万円に対し、支出済額は6億8,658万2,006円でございます。この結果、歳入歳出差し引き残額は4,998万1,330円ございました。一般会計におきましては、電算処理業務委託料や各種業務委託料が予定より低額となったことにより、特別会計への繰出金が減少したことなどにより減額となっております。

次に、特別会計でございますが、歳入では予算額2,396億284万8,000円に対し、収入済額は2,441億4,964万3,685円でございます。歳出では、予算額2,396億284万8,000円に対し、支出済額は2,362億1,699万7,455円でございます。この結果、歳入歳出差し引き残額は79億3,264万6,230円ございました。平成26年度におきましては、ジェネリック医薬品差額通知事業を前年度に引き続き実施し、ジェネリック医薬品への切りかえが図られ、医療費の削減に効果があったところでございます。

平成26年度の決算につきましては、以上のとおりでございます。

次に、第10号議案、平成27年度宮城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)につきまして御説明を申し上げます。

この予算は、平成26年度決算において繰越金が生じたため、平成26年度の財政調整基金への積立金の増額補正及び財務会計システム等の内部情報系システムのセキュリティ強化を行うため所要額の補正を行うもので、一般会計予算の総額に歳入歳出それぞれ5,114万4,000円を追加し、予算の総額を7億3,785万4,000円とするものでございます。

第10号議案につきましては、以上のとおりでございます。

続きまして、第11号議案、平成27年度宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について御説明を申し上げます。

この予算は、一般会計と同様、特別会計決算に繰越金が生じたため、後期高齢者医療給付費準備基金への積立金の増額と免除措置特別負担金の計上を行うこと、及び平成26年度分の療養給付費の精算に伴い、国・県・市町村・支払基金に償還金が生じることなどにより所要額の補正を行うもので、特別会計予算の総額に歳入歳出それぞれ125億979万円を追加し、予算の総額を2,424億881万2,000円といたすものでございます。

予算議案につきましては、以上のとおりでございます。

続きまして、人事関係、第12号議案、副広域連合長の選任の同意を求めることにつきまして御説明を申し上げます。

今回、副広域連合長であります利府町長鈴木勝雄氏より、平成27年8月31日をもってその職を退任したい旨の申し出がありましたので、その後任として蔵王町長村上英人氏の選任につきまして、議会の同意を得ようとするものでございます。

以上、第8号議案から第12号議案までの概要につきまして御説明を申し上げました。何とぞ慎重に御審議を賜り、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（野田譲議員） 続いて、第9号議案について、監査委員から決算審査の結果について報告を求めます。及川監査委員。

○監査委員（及川宜成） 監査委員の及川でございます。

平成26年度宮城県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計歳入歳出決算について、審査の結果を御報告いたします。

さきに広域連合長に提出しております平成26年度宮城県後期高齢者医療広域連合一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書の1ページをごらん願います。

審査に当たりましては、地方自治法第233条第2項の規定に基づき、6月12日付で広域連合長から審査に付された平成26年度宮城県後期高齢者医療広域連合一般会計・特別会計歳入歳出決算について、その決算書等が関係法令に準拠して調製されているかを確認し、それらの計数を会計管理者所管の諸帳票及び各課から提出された決算資料等と照合するとともに、担当課長から説明を聴取し、さらに例月出納検査の結果を踏まえて実施いたしました。また、あわせて予算執行の適否等について審査を実施いたしました。

第4の審査の結果であります。審査に付された一般会計・特別会計歳入歳出決算書及び附属書類は、いずれも関係法令に準拠して調製されており、それらの計数は関係諸帳簿と符合し正確であり、予算執行状況についても適正であると認めました。

続きまして、決算の概要について申し上げます。

1の決算の総括についてであります。一般会計及び特別会計の歳入総額は2,448億8,620万7,021円、歳出総額は2,369億357万9,461円となっております。

次に、2の一般会計についてであります。歳入は7億3,656万3,336円で、前年度と比較すると21.89%の減、歳出は6億8,658万2,006円で24.1

4%の減となっております。

歳入の主なものは、広域連合規約第17条第1項第1号の規定に基づく関係市町村からの負担金となっております。

また、歳出の主なものは、広域連合議会の運営に係る経費、広域連合の運営及び管理に関する経費、職員人件費等の負担金及び電算システムに係る経費となっております。

次に、一般会計決算収支状況についてであります。2ページの第1表に示しておりとなっております。歳入歳出差し引き額は4,998万1,330円となり、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支は歳入歳出差し引き額と同額となっております。款別の歳入歳出決算状況及び決算額の構成比につきましては、2ページの第2表及び4ページの第4表に示しておりとなっております。

次に、5ページをごらん願います。

3の特別会計についてであります。歳入は2,441億4,964万3,685円で、前年度と比較すると1.06%の増、歳出は2,362億1,699万7,455円で1.86%の増となっております。

歳入の主なものは、支払基金交付金、国庫支出金、県支出金及び被保険者の保険料を含む関係市町村支出金となっております。

また、歳出の主なものは、保険給付に係る経費や健康診査の実施に係る経費、保険料の軽減及び制度の周知や窓口相談の体制整備のための財源としての基金への積み立てとなっております。

特別会計の不納欠損額は1,240万8,107円で、収入未済額は3,694万3,864円となっております。この内訳は、いずれも第10款の諸収入・雑入の返納金であり、前年度と比較し不納欠損額は皆増、収入未済額は257.30%の増となっております。債権管理に当たりましては、財政の健全運営とともに負担の公平性の観点から、未収金発生の未然防止と適切な措置を講じて、収入未済額の縮減により一層の努力を望むものであります。

特別会計決算収支状況につきましては、第5表に示しておりであります。歳入歳出差し引き額は79億3,264万6,230円となり、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支は歳入歳出差し引き額と同額となっております。款別の歳入歳出決算状況及び決算額の構成比につきましては、6ページの第6表及び7ページの第7表に示しておりとなっております。

次に、8ページをごらん願います。

財産に関する調書につきましては、決算年度において取得した公有財産及び債権はなく、取得価額100万円以上の物品は、決算年度末現在で2点となっております。基金につきましては、第9表、基金の種類別増減高及び決算年度末現在高に示しているとおりであります。

最後に、9ページの結びにも述べておりますが、後期高齢者医療制度は、平成20年4月から始まり現在に至っております。今後とも制度を運営していく上で、社会情勢を的確に把握した予算編成や計画的な資金収支に留意し、確実かつ効率的な運用に努め、被保険者が安心して医療を受けることができるよう、制度運営及び財政運営に全力で取り組んでいただきたいと思います。

広域連合は、制度の運用に当たり、保険料の賦課や給付業務、各種申請の受け付けや保険料の徴収等、市町村と役割分担をしながら実施しております。今後とも構成市町村及び関係機関と緊密な連携を図り、保険料の収納率の向上や円滑な医療給付について引き続き尽力され、公正かつ適正な事業運営に一層努力されることを望むものであります。

以上を申し上げまして、平成26年度宮城県後期高齢者医療広域連合一般会計・特別会計歳入歳出決算の審査結果についての御報告といたします。

○議長（野田譲議員） ありがとうございます。これより質疑に入ります。

質疑通告者は4名であります。

申し合わせにより、質疑回数は3回までといたします。また、各グループにおける配分時間を考慮の上、これを超過しないよう御協力をお願いいたします。

なお、質疑の際は質疑箇所のページをお示し願います。

通告順に発言を許します。

議題のうち第8号議案について通告がありますので、発言を許します。

29番 鞠子幸則議員。

○29番（鞠子幸則議員） 今回の条例改正は、いわゆるマイナンバー制度に基づくものであります。このマイナンバー制度については、各方面から次のような懸念が指摘されております。

①国民一人一人に原則不変の個人番号を付番し、これによって容易に照合できる仕組みをつくることは、年金機構の情報漏えい事件のようにプライバシー侵害やなりすましなどの犯罪を常態化するおそれがある。

②共通番号システムは、初期投資3,000億円ともされる巨額なプロジェクトにもかかわらず、その具体的なメリットも費用対効果も示されていないまま、新たに国民負担を求め続ける。

③税や社会保障分野では、徴税強化や社会保障給付費の削減の手段とされかねない。

こうした懸念について、連合長の考えを伺います。

以上、答弁をお願いいたします。

○議長（野田譲議員） 広域連合長。

○広域連合長（奥山恵美子） ただいまの鞠子幸則議員のお尋ねにつきましては、事務局から御答弁を申し上げます。

○議長（野田譲議員） 事務局長。

○事務局長（高橋仁） マイナンバー制度に係る数点の御質問にお答えいたします。

初めに、個人情報の漏えいやなりすましによる不正利用への危惧についてでございますが、これを防止するためさまざまな措置が講じられているところでございます。具体的には、第1に個人番号が含まれます個人情報、いわゆる特定個人情報は一元管理ではなく、従来どおりそれぞれの実施機関で分散して管理を行うものでございます。第2に、特定個人情報の利用範囲や情報連携の範囲は、法律及び条例に限定的に規定することになってございます。第3に、情報システムへの適切なアクセス制御や通信の暗号化がでございます。第4に、なりすまし防止のための本人確認措置の徹底などがございまして、これらにより個人情報の漏えいや不正利用は防止できるものと考えてございます。さらに、御本人が御自身の特定個人情報に対するアクセスの記録を容易に確認することのできる情報提供等記録開示システムが国において設置されることとなってございます。これによりまして、住民の皆様におきまして特定個人情報が適正に利用されていることを御確認いただき、安心いただけるものと考えてございます。

このように、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律におきましては、個人情報が適正に取り扱われ、漏えいすることがないように各種の措置を定めるとともに、広域連合を含む地方公共団体に対しても、法の趣旨に沿った個人情報の適正な取り扱いを確保するために必要な措置を講じることを定めてございます。

今回の個人情報保護条例の改正の御提案でございますが、これら法律によるさまざまな保護措置の趣旨を踏まえまして、本広域連合におきましても個人情報の適正な取り扱いを確保するために行うものでございます。

次に、その具体的なメリット及び費用対効果についてでございます。番号制度の目的は、正確な本人確認を前提にいたしまして、番号法で定義する個人番号あるいは法人番号を活用し所得等の情報を把握して、それらの情報を社会保障や税の分野で効率的に活用するとともに、IT化を通じ効率的かつ安全に情報連携を行える仕組みを国・地方で連携し協力しながら整備することにより、国民生活を支える社会基盤を構築することにあるものでございます。

後期高齢者医療制度におきましては、その運営上、第1に個人番号を用いることで資格の変更をより正確に行うことが可能になります。第2に、異なる社会保障制度間におきまして情報連携が図られ、加入者に対しまして適正な社会保障制度の給付が可能となるものでございます。第3に、保険者あるいは被保険者が他の社会保障、税に係る機関からの求めに応じて提出する書類等の省略を図ることが可能になるなどが想定されておきまして、このことは同時に被保険者の皆様の利便性を高めまして、これまで以上に安心して保険制度を御利用いただけることにつながるものでございます。また、広域連合といたしましては、こうした業務効率化等のメリットの結果として費用対効果も見込めるものと考えてございます。

次に、徴税強化等への御懸念についてでございますが、マイナンバー制度の導入によりまして、より正確な所得把握と、それに基づく公平な社会保障等の給付、社会保障や税に係る行政手続の効率化や添付書類の省略、さらには災害時におけます要援護者の的確な支援等を実現することが可能となるものでございます。これは、公平・公正な社会の実現等に資するものでございまして、徴税強化や社会保障給付の削減の手段とするものとは考えていないところでございます。以上でございます。

○議長（野田譲議員） 鞠子幸則議員。

○29番（鞠子幸則議員） このマイナンバー制度については、臼井議員さんが一般質問されるようですので、質疑はこれで終わります。

○議長（野田譲議員） 次に、33番千葉勇治議員。

○33番（千葉勇治議員） 特別会計についてお聞きしたいと思います。

1つ目に、不納欠損額が生じた理由と今後の見通し並びに対応策について、どのように考えられているのかお聞きしたいと思います。

2番目に、収入未済額も前年度対比で約3.5倍に伸びております。生活困窮者が急増しているものと考えられますが、連合会としてどのように御認識され、今後の対応策を考

えていくべきなのかお聞きしたいと思います。

3つ目に、各自治体の普通徴収対象者の推移について資料をいただいたわけですが、大分26年度の実態を見ますとふえている、件数的にも金額的にもなかなか減少の傾向になっていないという感じを受けますが、このことについて連合会としてどのように考えておられるのかお聞きしたいと思います。

それから、4つ目に26年度から保険税が引き上げされ、負担増が収入の少ない高齢者にとっては大きな痛手になっているにもかかわらず、依然として、前年よりは減りましたが不用額が多額になっております。納得の得られる説明をお願いしたいと思います。

5番目に、26年4月1日から、社会保障の充実を理由に消費税が5%から8%と3%も増税されておりますが、県民、とりわけ後期高齢者にとっては、その恩恵どころか負担だけが重くのしかかっていると考えられます。広域連合といたしまして、消費税増税が後期高齢者の保険税や保険給付費にどのようなメリットが生じているのか、その辺についてどうまとめられているのか、具体的な説明をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（野田譲議員） ただいま会計管理者が着席しておりますことをご報告いたします。

広域連合長。

○広域連合長（奥山恵美子） ただいまの千葉勇治議員のお尋ねのうち、消費税増税に関連したお尋ねについて私からお答えを申し上げます。

消費税率引き上げによります増収分は、全て社会保障の充実・安定化に向けるとされておりまして、後期高齢者医療の26年度におきましては、保険料軽減の対象が拡大をされているところでございます。

2割軽減の拡大は、被保険者1人当たりの所得基準額を35万円から45万円に引き上げられており、5割軽減の拡大は、2人世帯以上を対象としていたものを単身世帯まで対象を拡大し、被保険者の世帯主を所得基準額の対象に追加することにより、それぞれ所得基準額が引き上げられ、軽減対象の拡充が図られているところでございます。なお、27年度におきましても、保険料軽減措置の所得基準額が引き上げられ、軽減対象者のさらなる拡大が図られているところでございます。

特定の世代に負担が集中することなく、国民全体で広く公平に負担される消費税が、医療保険制度や子育て支援などの主要な財源として確保されることは、持続可能な社会保障制度の確立に効果のあるものと考えているところでございます。

残余のお尋ねにつきましては、事務局からお答えを申し上げます。私からは以上でござ

います。

○議長（野田譲議員） 事務局長。

○事務局長（高橋仁） 私からは、連合長がお答え申し上げました以外の件につきましてお答えさせていただきます。

初めに、不納欠損に係るお尋ねにお答えいたします。

この不納欠損額は、被保険者の所得の変更に伴いまして自己負担割合がさかのぼって1割から3割に変更になった場合に、既に保険医療機関等の窓口で支払った自己負担額との間に生じた差額をお支払いいただくもので、今回決算に計上いたしたものは平成26年度に時効を迎えたものでございます。

このことによります返還請求につきましては、平成25年7月に厚生労働省から通知がございまして、当広域連合では、時効未到来の平成21年4月診療分から平成26年12月診療分までの返還金4,383万6,664円を、平成26年度に調定しているところでございます。

今回、不納欠損額として計上しました1,240万8,107円につきましては、平成21年4月診療分から平成22年3月診療分の収入未済額でございまして、平成26年度末で5年の時効が到来したため、不納欠損額として処理計上いたしたものでございます。

今後の見通しと対策についてでございますが、過去5年分の不当利得返還金、ただいま申し上げました1割、3割の変更に伴うその返還金でございますが、これを平成26年度に調定しておりますので、毎年度末に対象診療月分の収入未済額がそれぞれ5年の時効を迎えますことから、不納欠損の処理を行いまして決算報告をさせていただくことになるものでございます。

次に、収入未済額が前年度と比べまして3.5倍に伸びていることについてでございますが、これにつきましては、前年度まで収入未済額として計上いたしておりました、平成23年9月に破産手続を行った接骨院の不当請求金額1,033万9,815円に、ただいまお答え申し上げました自己負担割合の変更に伴う返還金のうち、納入されなかった2,660万4,049円を収入未済額として加えました結果、金額が結果的に3.5倍となったものでございます。収入未済額の増額は以上の理由によるものでございまして、生活困窮者が著しく増加したとは認識しておらないところでございます。

次に、保険料の滞納についてのお尋ねでございます。最近3カ年度の決算におけます状況を見ますと、被保険者の増加に伴いまして、納めていただく保険料の総額は143億円

余、161億円余、169億円余と増加する一方で、滞納の割合は1.08%、0.87%、0.81%と低下してございまして、滞納額も1億5,400万円余、1億3,900万円余、1億3,700万円余と減少しているところでございます。この状況は、収納事務を担当する市町村のさまざまな工夫や努力によりまして、保険料についての理解も深まり、適正な保険料の納付が進んでいることによるものと考えております。

後期高齢者医療の保険料は、他の保険制度や国・県・市町村にも経費を御負担していただいた上で、全体の経費の一部を被保険者の皆様に御負担いただくものでございます。該当する方には、保険料の軽減措置も講じられるところでございますので、算定された保険料を適正に納付していただくことは、制度の公平性を確保するために大変重要なことと考えております。

保険料の収納事務は、直接には市町村が担当しておりますが、広域連合といたしましても、お知らせのためのパンフレットの作成や市町村職員を対象に研修を行うなど、引き続き市町村と連携しながら適正な納付へのご理解を深めていただくとともに、適切な収納に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、不用額についてお答えいたします。

後期高齢者医療制度の運営に当たりまして、広域連合は保険者として、被保険者に対する給付を確実にを行うように経営していかなければならないものでございます。特に、保険給付費につきましても、医療費の増加傾向を踏まえるとともに、例えばインフルエンザの流行など給付費が大幅に増加するような事態が起きた場合におきましても、医療機関への支払いに滞りのないよう予算措置をする必要がございます。不用額の約33億円につきましても、ほとんどが保険給付費でございまして、この約33億円は、1日当たりの保険給付費が約5億9,000万円である実績から見ますと6日分にも満たない金額であり、過大と言えるほどの金額ではないと考えているところでございます。また、予算額の約98.6%を執行している状況でございまして、適切な執行の範囲内であると考えているところでございます。

予算額と決算額を一致させることは困難ではございますが、医療費の動向を把握するとともに、内容の分析等を行いまして、適切な制度運営に引き続き努めてまいりたいと考えてございます。以上でございます。

○議長（野田譲議員） 千葉勇治議員。

○33番（千葉勇治議員） 再質問させていただきます。

まず、この通告の1番目の不納欠損について、1割から現役並みの所得があったということで3割の負担になるということですが、ただ75歳以上の方々の形態を考えた場合に、3割の負担になるその差額をお戻し、返還要求されても、その段階で既に所得がいわゆる現役並みになっていない方も多々あるかと思えます。そういう場合には、大変、支払いについても大変になってくるのではないかと思うんですが、一概に機械的に果たして、所得があなたは多いから3割の負担にするということであるのはいかがなものかと思えますが、そのことについてお聞きしたいと思えます。

それから、通告の2番目について、実際その収入未済額、今回は特別な例があったということですが、それにつけても年々増加してくると思えます。これは、私はこの問題については、やはり年々高齢者がふえてくる中で、どうしても支払い能力に限界が来ることによって、この収入未済額もふえてくるのではないかと思うんですが、1番目の通告と同じような内容で、この辺の負担を軽減させる考えはどうしても持たなければならぬのではないかと思うのですが、このことについてもう一度考えをお聞きしたいと思えます。

それから、この3番目の普通徴収対象者、この中で特に私は、今回26年度の震災の津波被害を受けた自治体の状況を見ますと、例えば気仙沼市が25年度に比べて件数で145%の普通徴収税の件数や未収の方がふえております。岩沼市では117.6%、亘理町が126.1%、山元町が192.8%、松島町が215.2%、利府町が129.7%、女川町がこれまでゼロだったのが7人ということで、あえてパーセンテージにすれば700%ぐらいの数字になっていると。いわゆる津波被害を受けた方で、本当にいまだに復興になかなか回復されていない地域においては、この普通徴収について大変な状況が生まれていると、こういう方々に対する支援をもう少し考えるべきではないかと思えますが、この辺についてどのように分析されて、今後の対応を考えておられるのかお聞きしたいと思えます。

それから、4番目の通告についてですが、保険料を私は単純に30億、40億という金額を見た場合に、一自治体の感覚で見まして、今確かに事務長が説明されたように、1日5億かかる、それが6日分だというふうな答えのようですが、しかし、それにつけても私たちの考えから見ますと多額の金額だと、そういう点では一方では保険料を上げて、それが悲鳴となって聞こえている中で、片やそれぐらいの不用額が出てくるということになればいかがなものかという、本当に単純な気持ちですが、やはり今回のこの不用

額、あるいはこれまでの不用額を合わせて、まだ28年度、29年度の保険料の改定の段階で、その辺の不用額をかつ有効に、早い話保険料を値上げしないで、あるいは軽減できるような使い方にできるならばということを思いを込めて、この不用額のあり方について思いをもう一度事務局長にお聞きしたいと思います。

消費税の問題、今連合長から説明されましたが、確かに話ではそのようないろいろな軽減策もありますが、実態とすればほとんどの後期高齢者の方々は大変な負担になっているのが実態でございます。もう少し、この消費税の上げた分がもっと広く軽減されるような施策にならないものかということをお考えまして、改めて連合長のこの消費税のあり方についてお聞きしたいと思います。以上です。

○議長（野田譲議員） 連合長。

○広域連合長（奥山恵美子） 千葉議員からの再度のお尋ねにお答えを申し上げます。

消費税増税がより高い割合において後期高齢者医療広域連合の事業にも還元されるようにという趣旨かと理解をするものでございます。その趣旨には、私どもも非常に賛同するところでございますけれども、しかしながら国の持ちます社会保障医療制度は、さまざま多岐にわたるものでございまして、消費税増税分を還元する場合に、それぞれの制度にどのように配分すべきかということについては、他の事業主体も含めいろいろな御議論が必要なものというふうに思っております。しかしながら、私どもも後期高齢者医療広域連合を預かる者として、この制度の円滑な長期的・持続的な運用に向けて、今後制度の改善に向けてさらに必要と思われる部分については、適宜適切にこれを国に要求してまいりたいと考えておりまして、その際には千葉議員の御指摘の点も踏まえ対応を進めてまいりたいというふうに考える次第でございます。

残余の4点につきましては、事務局長から再度お答え申し上げます。

○議長（野田譲議員） 事務局長。

○事務局長（高橋仁） お答えさせていただきます。

初めの1割、3割の負担割合の変更に伴う件でございますが、私どももこの保険料の料率の計算は、前年度の所得をもとにして行いますものですから、その方々によって収入状況が変わっているところと、そのずれがあるということは承知しているところでございます。その中で、この1割、3割につきましては、通常修正申告等あるいはいろいろなその収入に基づいて行いますので、できるだけ速やかにその変更をして、そのルールに基づいて御負担をいただくというのがやはり必要だろうと思っておりますが、今回のこの不納

欠損につきましては、先ほど御答弁させていただきました、厚生労働省からこの通知があったときには既にもう時間がたったものでございましたので、それをさかのぼって徴収するという事は難しいということを考えてございますので、これについてはこのような処理をしたという経緯がございます。お話いただきましたように、やはり1割、3割の負担については、私どもはできるだけ速やかにその事務処理を行いまして、御負担いただくという形をつくりまして時間的な差を少ないように努めたいと思っております。

2番目の収入未済額の件でございまして、御高齢の方が被保険者でございまして、収入がだんだん減少してくるという場合が一般的でございまして。中にはその収入のある方もいらっしゃるという状況でございまして。ですから、私どもとしては、支払い能力がある方についてはきちんとお納めいただくような保険料の賦課をさせていただきお納めいただくのですが、一番最初に申し上げましたように、前年の収入をもとに行う制度、これは私どもだけではなく保険制度は全てそのようになっております。そういう中でいろいろな御事情があるものにつきましては、収納させていただき段階で、その被保険者に寄り添った形で事情を十分お聞きして対処していくのが必要だろうと思っております。単に機械的にそういう形でやるものではなく、個々の御事情も伺いながら行ってまいりたいと思っております。そのことは、3番目にお尋ねをいただきました沿岸部被災をされた皆様の収納状況についても同様でございまして。基本は基本としてこの制度でありますけれども、それぞれの御事情をお伺いしながら、保険料につきましてはお納めいただけるような御相談をお受けして、いろいろと考えていきたいと思っております。

不用額の件につきましては、お話をいただきましたとおり、これは2年ごとに保険料を改定するとき、それぞれまでの残を活用するものでございまして、そういう中で保険料を算定するときには十分そこを見ていきたいと思っております。議員からお話ございましたとおり、できるだけとにかく細かにそこを見て予測をして、できるだけ収支が一致するような形のものに努力してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（野田譲議員） 千葉勇治議員。

○33番（千葉勇治議員） この不納欠損額に関連させて、基本的にはやはりこの第一線から離れた75歳以上の方々、たとえ所得があったとしてもそういう方々にまで、75歳以上の方々にこの高負担を強いるというこの制度自体に私は大きな問題があると考えているわけですが、改めてその見解についてお聞きしたいと思います。

それから、普通徴収の件でございますが、年金は下がる、一方保険料は上がる、介護保険料が

上がるということで、この18万円以下の年金の方以外にも普通徴収にならざるを得ない方がふえているわけですが、そうした場合に、各自治体のこの徴収の実務もかなりふえておりますし、実際かなり困難な状況が生じております。そうした場合に、確かに連合会の歳入の町村の負担の関係、市町村の負担ではきれいな形になっておりますが、しかし各自治体の未収額はかなりの金額になっているというのが、今回の資料の中にもありました。そういう中で、そうならざるを得ないこの後期高齢者の制度の問題もあるんですが、そういう中であって実務的な協力をもう少しその各自治体への、先ほど最初の回答で自治体の協力をもらうということをおっしゃっていますが、普通徴収がふえればふえるほど自治体にも金がなくて人件費も大変だと、そういう中であって、もう少し連合会としての支援も必要ではないかと思うのですが、その辺はどのように考えられておられるのかお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（野田譲議員） 連合長。

○広域連合長（奥山恵美子） 私からは、お尋ねの中のうち、この後期高齢者医療制度が75歳以上を対象としているにもかかわらず、大変高負担であるという現状をどのように考えているのかというお尋ねについてお答えを申し上げます。

75歳以上の皆様を対象にした医療制度であるということで、御承知のとおりこの制度におきましては、全体経費のうち9割部分を国また自治体さらには他の健康保険者、それぞれの拠出によって構成をし、残りの1割部分について実際に医療にかかる方々に御負担をいただくと、そのような制度設計になっているわけございまして、このような制度設計は、他の健康保険に類を見ない後期高齢者特有の状況に配慮した医療制度であると私は考えているものでございます。

なお、そういう状況におきましても、個別には御負担も非常に苦しいという方々もおられることも事実でございますので、現在持っておりますさまざまな減免制度の強化によりまして、その負担の軽減を図るべく広域連合としてもさらにきめ細かい運用に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

残余のお尋ねについては、事務局長から再びお答えを申し上げます。

○議長（野田譲議員） 事務局長。

○事務局長（高橋仁） 普通徴収の関係でございますが、それがやはり特別徴収と普通徴収ということで、一定のルールといいますかそういう制度を国のほうで設けましてやっているとございまして、普通徴収の方が一般的に低所得の年金が少ない方というお話がご

ございますし、その一方で年金以外の収入がある方の場合も、年金が少なければ普通徴収になるというふうなところもございます。少し制度が複雑になってきているというところもございますので、なかなか難しいところがございますが、今お話いただきましたとおり、普通徴収がふえますと、市町村の収納事務は事務量が多くなるものですから、市町村の職員にも大分御苦勞をおかけしているところがございます。ただ、これは先ほども申し上げましたとおり、公平な保険制度として行っているわけでございますので、これに基づいた保険料は納めていただくというのがルールでございます。なおかつ、その減免制度とかあるいは実際は納めていただくことになっているんですけれども、難しい状況をきちんと把握して、どうするかをいろいろ相談に乗っていくとか、いろいろなことを市町村でしていただいておりますので、そこにつきましては市町村の御意見など、実際のところをお聞きしまして、私ども広域連合のとしてもさらにできることがあれば、さまざま検討しながら、市町村とともに一緒に行っていきたいと思っております。

○議長（野田讓議員） 次に、16番及川幸子議員。

○16番（及川幸子議員） 16番、県北の会の及川です。よろしく願いいたします。

3点ほど質問させていただきます。

1点目ですけれども、各市町村への周知から見て、医療制度の安定的な運営が図られていることに敬意を表します。そこで、この予算の執行状況を見ますと、特別会計広報周知事業が673万円なにかしの決算額ですが、国の補助が2分の1とありますが、どの部分が該当部分なのか御説明いただきたいと思えます。

それから、2点目、基金繰入金の臨時特例基金繰入金は、震災後に新しくできた基金なのか。また、そうであれば今後何年ほど続くのか。市町村補助事業はいつまで続くのか、内容を御説明いただきます。

3点目ですけれども、歳入で諸収入の中から延滞金99万6,000円強とありますが、これは各市町村から納付されたものなのか。だとすれば、わかっている範囲でよろしいですので、どこの市町村が多くなっているのか、わかっている範囲で御説明願います。以上です。

○議長（野田讓議員） 広域連合長。

○広域連合長（奥山恵美子） ただいまの及川幸子議員のお尋ねにつきましては、事務局より御答弁を申し上げます。

○議長（野田讓議員） 総務課長。

○総務課長（渡邊晃） 私のほうから、広報周知事業と臨時特例基金事業についてお答えいたします。

初めに、広報周知事業についてお答えいたします。

広報周知事業につきましては、制度の円滑な施行と安定的な運営を図るため、市町村の協力を得ながら各種広報媒体を活用して、制度の概要、保険料や後発医薬品の使用促進などの周知広報を行っているものでございます。

御質問のあった広報周知事業のうち、国の補助に該当するものにつきましては、決算資料でお配りしています主要な施策の成果に関する調書19ページの一番下の後発医薬品希望カード26万7,300円分でございます。その2分の1である13万3,000円が国からの補助金額となっております。この補助金につきましては、後期高齢者医療制度事業費補助金の医療費適正化推進事業分でありまして、後発医薬品の使用促進のための啓発事業に係る経費が対象となり、事業費の2分の1が国から補助されるものでございます。同じように、その主要な施策の成果に関する調書の21ページにも、ジェネリック医薬品差額通知事業がございますが、これもこの補助金を利用しているものでございます。

これからも、被保険者の皆様に御理解をいただけるよう、市町村並びに関係機関の協力を得ながら周知広報事業に努めてまいりたいと思います。

続きまして、臨時特例基金についてお答えいたします。

この基金につきましては、震災前の平成20年の2月に設置いたしておりまして、基金の原資は国の高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金でございます。

基金の使い道といたしましては、まず一つが低所得者への保険料負担のさらなる軽減として、均等割を9割または8.5割軽減する措置、一定額の所得の方については所得割を5割軽減する措置、また被用者保険の被扶養であった方のさらなる軽減としまして、均等割を9割軽減する措置などの保険料の特例措置の財源としての活用、もう一つが後期高齢者医療制度に関する説明会の開催並びに周知及び広報のための経費の財源となっております。制度の円滑な施行を図るために活用しているものでございます。

この基金は、平成27年度をもって廃止し、これまでの基金による軽減特例費用について、今後は補助金として交付する旨の通知がございました。平成27年度に、この基金の残額全てを軽減特例措置費用に充て、足りない場合には補助金として国から交付を受けるということになっております。このことから、この基金は平成27年度で終了し、軽減特例措置は単年度補助金事業として実施することになるものでございます。

この基金を利用している市町村助成事業につきましては、基金の廃止を受けまして、事業の必要性も含めて検討していきたいと考えております。私からは以上です。

○議長（野田譲議員） 保険料課長。

○保険料課長（佗美雅一） 私のほうからは、お尋ねのうち延滞金の内容についてお答えをいたします。

延滞金 99万6,495円のうち、85万6,033円は延滞のあった過年度保険料に対する延滞金、残る14万462円は不正請求のあった医療機関から納付された過料となっております。

保険料に対する延滞金の収納は、保険料本体の収納と同様に市町村の担当事務となっておりますので、これは市町村から広域連合に納入されるものでございます。納入額も、その年によって多い、少ないがございしますが、平成26年度におきましては17市町から納入がございました。石巻市、登米市、岩沼市などが26年度の場合には納入額の多い自治体でございました。

市町村には、日ごろから保険料の適正な収納に努めていただいておりますが、広域連合といたしましても、パンフレット類の作成や収納担当者向けの研修の開催などを通じまして、引き続き市町村の収納事務を支援するよう努めていく考えでございます。以上でございます。

○議長（野田譲議員） 及川議員。

○16番（及川幸子議員） ただいまの説明で大体わかりました。27年度で基金が終了し補助金制度に28年度から変わるというふうなことではございましたけれども、なおこの辺は、これからの広報活動に向けて努力していただきたいと思っております。

それから、3番目の延滞金ですけれども、石巻さんが大きいまちですので、震災の被害に遭われた方も多いので滞納があるものかなということが、これから数字からあらわれてきていますけれども、この延滞金、何%かけているのか、わかっている範囲で。14%ぐらいかかっているんですかね。滞納繰り越しとは違って大分額は高いと思うんですけれども、数字が何%かわかっている範囲でお願いいたします。

それから、これからはこの医療費の給付を抑えるのが、やはり大きいPRでもそうなんですけれども、元気な老人、後期高齢の方をつくっていくことが大事ではなからうかなと思っております。予防することが大事だと思いますので、その辺PRもあわせてこれからお願いいたします。

きょうはこれで、先ほどの延滞金のパーセントを聞いて、私からの質問を終わりにさせていただきます。

○議長（野田譲議員） 暫時休憩いたします。

午後2時32分 休憩

午後2時39分 再開

○議長（野田譲議員） 再開いたします。

保険料課長。

○保険料課長（佗美雅一） お尋ねのあった延滞金の率につきましては、それぞれの市町村が条例で定めているところがございますが、その内容はいずれも同じ内容で定められていると思われま。

少し細かい説明になりますが、まず、期限翌日から1か月経過する日までについては「特例基準割合+1.0%+1.0%」で算出され、期限翌日から1か月経過した日以降については「特例基準割合+1.0%+7.3%」で算出されるところでございます。

さらに、但し書により、初めに申し上げた率が7.3%を超えるときには7.3%、次に申し上げた率が14.6%を超えるときには14.6%を適用すること、と定められていると認識しております。

○議長（野田譲議員） ほかによろしいですか。及川議員。

○16番（及川幸子議員） それでは、ただいまの説明で上限が14.6%になる可能性もあるという解釈でよろしいのでしょうか。7.3%もあるけれども、最高額になって14.6%になる場合もあるという解釈でよろしいのでしょうか。（不規則発言あり）

○保険料課長（佗美雅一） 先ほど申し上げましたように、それぞれの市町村の条例で定められるものでございますが、最大で14.6%になる、それは議員のお話のとおりでございますが、ただそここのところを、現状では、より低減された率が適用されるように算出されていると理解しております。

○議長（野田譲議員） 次に、13番久勉議員。

○13番（久勉議員） 決算書の35ページ、負担金、補助及び交付金の中の後期高齢者医療制度特別対策事業費補助金710万417円、そして成果説明書の26ページ、ここに7団体が26年度この制度に決定されたわけなんですけれども、どういう選考方法でこの7団体を選んだのかということと、それからある1団体だけが数年ずっと継続されている

んですけれども、突出しているといってもおかしくないと思いますが、どうしてそうなっているのかをお願いします。

○議長（野田譲議員） 連合長。

○広域連合長（奥山恵美子） ただいまの久勉議員のお尋ねにつきましては、事務局より御答弁を申し上げます。

○議長（野田譲議員） 給付課長。

○給付課長（門脇正則） 初めに、市町村助成事業の選考方法についてでございます。

この事業につきましては、被保険者の健康づくりに積極的に取り組む事業の実施に必要な費用を対象とし、国が予算の範囲内で補助金を交付する事業でございます。

申請から交付決定までの流れについてですが、各自治体からの申請を広域連合が窓口となり取りまとめ、県が事業内容等を確認し、厚生労働省へ送達いたします。厚生労働省では、申請内容を特別調整交付金交付基準に基づき審査を行い、この事業の趣旨に沿った内容であれば補助金交付を決定しているものでございます。

次に、数年間1件だけ突出している理由についてでございます。

補助金の事業区分であります運動・健康施設等の利用助成、これは被保険者の心身の健康保持・増進を目的として、各種運動施設や健康施設等を利用する場合の費用を助成する事業でございますが、この事業区分への申請が平成22年度から1カ所の自治体のみの申請だったことによるものでございます。以上でございます。

○議長（野田譲議員） 久勉議員。

○13番（久勉議員） 今の答弁で、申請は各市町村が行って、連合が受け付けて県が確認してというお話だったんですけれども、その県の確認というのは県のどこで確認されているんですか。

○議長（野田譲議員） 給付課長。

○給付課長（門脇正則） 再質問にお答えいたします。

宮城県の国保医療課で審査を行っております。以上でございます。

○議長（野田譲議員） 久勉議員。

○13番（久勉議員） 21年度から26年度まで、21年度が2団体、22年度が2団体、23年度1団体、24年度3団体、25年度4団体、そして26年度の決算を見ますと7団体、2とか1とか3とか、25年度は4なんですけれども、7団体ということからすれば、少しは努力の跡が見られるのかなとは思いますが、そのお金で見ますと、4、

173万1,000円のうち1団体で3,608万7,000円と86%なんです。これ、県全体のバランスからいえば、やはり余りいいとは言えないのではないのかなと思います。

そして、他県の状況を見ますと、連合独自でやっているところが、25年度のこれ状況なんですけれども、連合自体が事業を起こして市町村とやってもらうというんですか、そういうのが3件ほどあります。それから、県と連合でその実行委員会をつくって、県と協力し合いながら事業を行っているというところが1つの県あります。

やはり、宮城県全体のその健康づくり、健康づくりといえば75歳からなって急に健康づくりしたからといったって、なかなかうまくとはいかない。やはり、乳幼児から若者、あるいは前期高齢者とかそういったのを含めて宮城県全体はどうやってそういうのを上げていくかという、医療費の抑制を考えながらなのでしょうけれども、そういったことからすれば、やはり県、あるいは宮城県には東北大という優秀な大学もあるわけですから、そういった機関と共同開発というのではないですけれども、そういったことを考慮しながら県民全体の健康を考えていくという、そういう体制を考えられないかということがあります。市町村からなかなか上がってこないからできないよということではなくて、枠でいえば6,000万円までの枠があるわけですから、これを活用しない手はないと思うんです。だから、そういう創意工夫も連合、あるいはその連合だけで無理だったらやはり県の、さっき国保医療課と言いましたけれども、国保医療課よりもその健康づくりをやっているのはやっぱり県の保健課なのだと思うんです。そういったところとの連携というんですか、そういうことが必要ではないかと思われませんが、その辺はどうでしょうか。

○議長（野田讓議員） 事務局長。

○事務局長（高橋仁） ただいまお話いただきました。やはり、健康づくりが本当に大切なところをごさいまして、私どももこの事業を使ってとにかくいろいろなものをやれないかということ市町村のほうと御相談させていただいておりますが、その国の補助事業が75歳以上を対象としたものでないと補助の対象にならないとか、少し条件が厳しいところがございますものですから、今お話いただきましたとおり、高齢期の健康づくりは若い世代からの健康づくりの連続のものでございますので、これをもう少し使いやすいものにしてもらうということが必要なので、国に対してもこの件に関しては申し述べていきたいと考えております。あわせまして、補助金、予算の問題とは別に今お話いただきましたように、若いときからの健康づくりというものを、今お話ございました県や関係する市町村と

もいろいろ知恵を出し合って、いろいろな形で工夫して進めていきたいと思えます。

○議長（野田譲議員） これにて質疑を終結いたします。

これより順次討論、採決を行います。

まず、日程第4、第8号議案、宮城県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例については、討論の通告がありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。

第8号議案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野田譲議員） 御異議なしと認めます。

よって、第8号議案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、第9号議案、平成26年度宮城県後期高齢者医療広域連合一般会計決算及び後期高齢者医療特別会計決算の認定についてに対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

33番千葉勇治議員。

○33番（千葉勇治議員） 33番、けやきの会、千葉勇治です。第9号議案に反対の立場で討論いたします。

先ほども議論されましたが、収入の少ない高齢者が、この制度により必要な医療サービスを受けるのに大きな障害になっていると考えられます。一方、社会保障の充実を口実に消費税が3%で引き上げられ、保険税の引き上げや年金額の削減など二重、三重の苦しみを強いられております。反面、26年度の特別会計決算書では、不用額として33億8,000万円を超えるなど、歳入歳出計画に大きな見通しの甘さがあったことを指摘せざるを得ないと考えます。

このように、制度の巨大化が地域住民の要求から大きく乖離しており、その差は開くばかりであります。よって、この制度の廃止を改めて要求し、第9号議案、とりわけ26年度の後期高齢者医療広域連合特別会計決算に反対するものであります。以上です。

○議長（野田譲議員） 次に、11番米澤まき子議員。

○11番（米澤まき子議員） 9号議案に対しまして、県央会を代表いたしまして米澤まき子でございます。賛成討論させていただきます。

内閣府発表の高齢社会白書によれば、我が国の平成26年度の総人口に占める65歳以上の人口割合、いわゆる高齢化率は26%となっております。また、世界保健機構WHO

の2015年度版の世界保健統計では、日本の平均寿命は84歳で世界一となっております。こうした高齢化のますますの進展に伴い、後期高齢医療制度は持続可能な社会保障制度としてその重要性が高まっているところであり、制度開始から8年を迎え、高齢者の方々の医療保険制度として定着しております。

そのような状況の中、県内の被保険者数は26年度末で県民の約12%となる28万7,000人となり、前年度に比べ4,615人が新たに加入するなど、後期高齢医療制度は国民皆保険の基盤であるとともに、高齢者にとって必要不可欠な制度であると考えます。平成26年度の後期高齢者医療制度の運営は、被保険者の皆様に必要とする医療を提供するため、的確な事業の実施と適正な予算の執行がなされており、安定した財政運営と円滑な制度運営がなされているものと認めることができます。今後の社会情勢を踏まえ、被保険者の皆様の生命と健康を守るため、一時たりとも医療の空白期間があってはならないことは言うまでもなく、高齢化に伴う医療費の増大などに耐えうる公平な負担による財政運営としっかりとした事業運営が何よりも重要と考えております。

今後も、広域連合が市町村とともに被保険者の立場に立って、より一層の努力を重ねることを期待いたしまして、賛成討論といたします。議員各位の皆様の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野田譲議員） これにて討論を終結いたします。

これより第9号議案について起立により採決いたします。

本案を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（野田譲議員） 起立多数であります。

よって、第9号議案は認定することに決しました。

次に、日程第6、第10号議案、平成27年度宮城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）及び日程第7、第11号議案、平成27年度宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の2件については、討論の通告がありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております第10号議案及び第11号議案の2件については、一括して採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野田譲議員） 御異議なしと認めます。

よって、第10号議案及び第11号議案の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

第10号議案及び第11号議案の2件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野田譲議員） 御異議なしと認めます。

よって、第10号議案及び第11号議案の2件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、第12号議案、副広域連合長の選任の同意を求めることについてに対する討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野田譲議員） 御異議なしと認めます。

よって、第12号議案はこれに同意することに決しました。

日程第9 第13号議案 監査委員の選任の同意を求めることについて

○議長（野田譲議員） 次に、日程第9、第13号議案、監査委員の選任の同意を求めるところについてを議題といたします。

本案については、地方自治法第117条の規定により、及川監査委員の退席を求めます。

（及川監査委員退席）

○議長（野田譲議員） 本案について、広域連合長より提案理由の説明を求めます。広域連合長。

○広域連合長（奥山恵美子） 第13号議案、監査委員の選任の同意を求めるところにつきまして御説明を申し上げます。

現在、識見監査委員をしております及川宣成監査委員が、平成27年8月10日をもって任期限となることから、宮城県後期高齢者医療広域連合規約第16条第2項の規定により、及川宣成氏の選任につきまして議会の同意を求めるところでございます。

以上、第13号議案の概要につきまして御説明を申し上げました。何とぞ慎重御審議を賜り、御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（野田譲議員） 本案については、質疑及び討論の通告がありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野田譲議員） 御異議なしと認めます。

よって、第13号議案はこれに同意することに決しました。

及川監査委員の入場を求めます。

（及川監査委員入場）

日程第10 選挙管理委員及び補充員の選挙

○議長（野田譲議員） 次に、日程第10、選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野田譲議員） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することといたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野田譲議員） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

選挙管理委員に、太田良喜氏、高橋榮次氏、齋藤洋一氏、長谷川翼氏、以上4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました4名を、選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野田譲議員） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました太田良喜氏、高橋榮次氏、齋藤洋一氏、長谷川翼氏が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員の補充員に、庄司和彦氏、岡本寛氏、御守文雄氏、伊達國雄氏、以上4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました4名を、選挙管理委員の補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野田譲議員） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました庄司和彦氏、岡本寛氏、御守文雄氏、伊達國雄氏が選挙管理委員の補充員に当選されました。なお、補充の順序については指名の順といたします。

この際、暫時休憩いたします。

午後3時1分 休憩

午後3時11分 再開

日程第11 一般質問

○議長（野田譲議員） 日程第11、一般質問を行います。

質問通告者は3名であります。

申し合わせにより、発言時間は答弁を含め1人30分以内とし、質問回数は3回までといたします。また、各グループにおける配分時間を考慮の上、これを超過しないよう御協力をお願いいたします。

通告順に発言を許します。18番渡辺良雄議員。

○18番（渡辺良雄議員） 18番、大和町選出の渡辺良雄でございます。長寿・健康増進事業の有効活用策について、質問をさせていただきます。

現在、高齢化社会の問題が叫ばれる中、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年には、国民の18.1%が後期高齢者と予測されている。老人医療費は増大し続けているが、その伸び率を鈍化させるためにも各自治体が核となった長寿・健康増進事業の推進は

欠かせないものと思っております。

さて、本広域連合の事業を見てみると、過去数年間、固定的に幾つかの自治体の事業のみとなっているが、なぜ、多くの自治体から助成事業の企画と申請がなされないのかをお伺いさせていただきたいと思います。また、連合として、市町村に本助成事業をどのように広報して有効活用していただくよう着意しているのかを、お伺いさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（野田譲議員） 答弁願ひます。広域連合長。

○広域連合長（奥山恵美子） ただいまの渡辺良雄議員の一般質問につきましては、事務局より御答弁を申し上げます。

○議長（野田譲議員） 給付課長。

○給付課長（門脇正則） 初めに、自治体から助成事業の企画と申請が少ない理由についてお答えいたします。

この事業は、自治体が、被保険者の健康づくりに積極的に取り組む場合に、国が必要な補助を行うものでございます。しかし、他の国庫補助金等の交付を受けている場合や、地方交付税に算入される事業については、補助対象とならないなど、条件が厳しいものである一方、いつまで補助が継続されるかが見極められないなど、市町村が新たな事業計画を立てにくい状況にあることから、事業申請が伸びないと考えてございます。

次に、本助成事業を有効活用いただくための方策についてでございます。

私どもも、多くの市町村に、この制度を活用して、健康づくりの事業を行っていただきたいと考えておまして、年4回、各自治体の担当課長を集めて開催する幹事会を初め、担当者会議において、本県で補助事業の交付対象となっている事業の説明に加え、全国の広域連合で行っている事業の実例を挙げて紹介するなどして、広く周知を図っております。なお、平成27年度は、新たに多賀城市と大和町が事業実施に加わり、また、富谷町が事業の拡充を図るなど、平成26年度に比べ、これまで以上の展開を進められたところでございます。

○議長（野田譲議員） 渡辺良雄議員。

○18番（渡辺良雄議員） わかりました。では再質問させていただきます。

みやぎ21健康プランがあるが、このプランと広域連合としてどのような整合を図るべきだと考えているか、お伺いさせていただきたいと思います。

○給付課長（門脇正則） ただいまの渡辺議員の再質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、健康づくりは若い世代からの取り組みが大切でございますことから、全ての世代を対象にした、切れ目のない包括的な保健事業を継続的に実施することが重要でございます。そのためには、広域連合といたしましても「みやぎ21健康プラン」を基本に、県や市町村、関係機関と協議を行い、整合を図りながら、事業を推進してまいりたいと考えております。

○18番（渡辺良雄議員） 答弁ありがとうございました。以上で終わります。

○議長（野田譲議員） 次に、2番臼井真人議員。

○2番（臼井真人議員） 気仙沼市議会の臼井でございます。議長の許しを得ましたので、県北の会を代表して質問をいたします。

初めに、保険料については2年ごとに見直しがされておりますが、来年度はその改定年度に当たるかと思えます。現時点での保険料の動向を伺いたいと思えます。また、これまで所得が少ない方は保険料の軽減制度により救済されてきましたが、震災被害のあった土地の買い取り事業により、一時的に収入が上がり、高額な保険料に転じている人がいる状況であります。再建のための収入に対する保険料軽減対策はないのか、伺いたいと思えます。

また、マイナンバー制度の実施に伴い、広域連合でも事前準備が進められ、個人情報の取り扱いについても十分注意していると思えますが、現在、日本年金機構の情報流出事案を初めとし、多くの個人情報流出問題が発生しているような状況であります。広域連合として、同様の問題が生じないよう、どのような対策を行っているか。お尋ねいたします。

質問は以上であります。答弁よろしくお願い申し上げます。

○議長（野田譲議員） 答弁願います。広域連合長。

○広域連合長（奥山恵美子） ただいまの臼井真人議員の一般質問につきましては、事務局より御答弁を申し上げます。

○事務局長（高橋仁） 議員のお尋ねのうち、初めに、保険料の動向と保険料改定の見通しについてお答えいたします。

平成20年の制度開始時の保険料の均等割額は3万8,760円、その後、2年毎の改定では4万200円、4万9200円、4万2,960円と推移し、同じく所得割率は当初7.14%、その後7.32%、8.30%、8.56%と推移しております。宮城県広域連合の保険料そのものは、全国的には中位の水準でございますが（26年改定 均等割額31位 所得割率26位）、大きな傾向としては増加傾向にあり、この傾向は今後も続くも

のと考えているところでございます。ただいま申し上げました現状のもと、次期保険料の改定につきましては、今後、国が示す方針、被保険者数や給付額の見込み、費用負担についての市町村の考え方、さらに制度の安定的運営の確保などさまざまな要素を考え合わせながら作業を進め、運営連絡会議での検討を経て、次回の議会に案をお諮りする予定でございます。

次に、震災で被災した土地を、自治体等の買い取り事業に応じて売却し、譲渡所得が発生した場合の取り扱いについてお答えいたします。

このような場合には、税法上の特別措置により、最大5,000万円までの特別控除が受けられることとなり、その特別控除を受けた後の額を保険料の算定基礎とすることで、保険料についても軽減が図られているところでございます。この軽減措置が講じられた上でも、従前の保険料よりは高い保険料となることもございますが、被災した方を支援する策の一つとして、一般の土地取引で所得があった場合と比べると保険料は大きく軽減されていることを御理解いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、個人番号いわゆるマイナンバーの取り扱いに当たっては、国においても、制度・システムの両面からさまざまな安全策を講じているところでございます。

制度上の対策として、個人番号と紐づく特定個人情報においては、従来の個人情報保護に加えて、より一層の保護措置が求められているところであり、これに対応するため、当広域連合としても、個人情報保護条例の改正をお願いしたところです。

また、システム上の対策でございますが、当広域連合が使用している「後期高齢者医療広域連合電算処理システム」は、国民健康保険中央会で開発されている全国統一のシステムでございます。このシステムは、サーバーと端末が外部と接続しない専用回線で運用される「閉じたシステム」であり、基本的に外部からのウィルス侵入の可能性がないことなど、十分なセキュリティー対策、リスク対策がなされていることを確認しております。さらに、外部との接続を伴う内部情報系システムについては、原則として被保険者情報等の個人情報は取り扱わないものであり、これまでも、セキュリティーに留意しながら運用してきたところでございます。

これに加えて、昨今の個人情報流出事案等を鑑み、更なるセキュリティー強化を行うため、予算の補正をいただき、新たな対応用サーバー、ソフトの追加導入を実施するものでございます。

○2番（臼井真人議員） 私からは以上です。ありがとうございました。

○議長（野田譲議員） 次に、32番歌川渡議員。

○32番（歌川渡議員） 32番、七ヶ浜選出の歌川渡でございます。グループけやきの会を代表して、質問いたします。

初めに、被災非課税者への医療費一部負担金免除を平成28年度以降も継続することについてであります。さらに、全ての被災者の医療費一部負担金免除・軽減の再開をすることはないか、伺います。

被災者の公平さや健康へのリスクを考えると、免除継続をすべきではないでしょうか。また、これらについて国に対し財政措置を求める考えはないか伺うものであります。また、再質問の時間がないのでここで伺いますが、一部負担金免除にどれほどの費用がかかるものなのか。被災者全員を対象に行ったときと、一部に限定で行っている現在の実績を伺います。

次に、低所得者の保険料を軽減するため設けられた「保険料軽減特例措置」が平成29年度より廃止されようとしております。同措置は制度開始年度より低所得者の保険料を軽減するため設けられたもので、制度として定着しており、当広域連合議会においても、平成27年度第1回定例会で、平成29年度以降も現行どおり継続するよう国に求めたところであります。同定例会で連合長に対し、平成29年度以降も「保険料軽減特例措置」を継続されるよう、働きかけの先頭に立つ考えはないかを求めたのに対し、全国の総意であり、要望の実現に向けて力を尽くしていきたいと答弁したが、これまでの経過と今後の取り組みについて改めて伺うものであります。

最後に、国民健康保険事業の県単位化によって、当広域連合への弊害などは生じないのか、影響はないのか答弁を求めます。

○議長（野田譲議員） 答弁願います。広域連合長。

○広域連合長（奥山恵美子） ただいまの歌川渡議員の一般質問につきましては、事務局より御答弁を申し上げます。

○議長（野田譲議員） 事務局長。

○事務局長（高橋仁） 初めに、医療費一部負担金免除の継続と拡大について、お答えいたします。

現在の一部負担金免除措置については、国からの十分な支援がない中、各市町村の厳しい財政状況の中で、県内市町村の総意として国民健康保険とあわせて実施したもので、対象者を限定せざるを得なかったものでございます。この間、県内市町村とともに国による

十分な支援を求めてまいりましたが、依然として厳しい状況にあります。

御案内のとおり、一部負担金免除措置に対する国からの財政支援については、特別調整交付金の要件に該当する自治体分について8割が財源措置されますが、残りの財源につきましては、当広域連合では自主財源を有していないため、構成する市町村の負担となるところでございます。以上のことから、平成28年度以降につきましては、国の動向を注視し、構成市町村における財政状況や意向を踏まえ、国民健康保険などとの均衡も考慮した上で、判断してまいらなければならないものと考えております。

また、全ての被災者を対象とした一部負担金免除の再開についてのお尋ねでございますが、当広域連合と構成市町村の財政が厳しい状況の中では、国による全額負担が実現しない状況においては厳しいものと考えてございます。

国への要望という件につきましては、全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて、継続して要望しているところでございます。

一部負担金免除についての実績についてでございますが、平成24年の実績については手持ちがないので申しわけありませんが、平成26年については、おおむね2億107万3,000円となる見込みでございます。また、全ての被災者の再開についてのお尋ねでございますが、当広域連合と構成市町村の財政が厳しい状況の中では、国による全額負担が実現しない状況においては厳しいものと考えてございます。国への要望という件でございますけれども、全国後期高齢者医療広域連合協議会を通しまして、継続して要望しているところでございます。

次に、保険料軽減特例措置についてでございます。

このことにつきましては、国への要望を、後期高齢者医療広域連合全国協議会を通じまして、毎年6月と11月に国へ強く要望をしております。今年も6月10日に「保険料軽減特例措置について現行制度を維持すること」などの要望を厚生労働大臣に行ったところでございます。今後も、保険料軽減特例措置の継続にとどまらず、その恒久化についても、引き続き実現に向けて力を尽くしてまいりたいと考えているものでございます。

国民健康保険事業の運営主体を、市町村から都道府県に移管することによる後期高齢者医療制度への影響についてでございます。

後期高齢者医療制度につきましては、今回の国民健康保険制度の改正後の状況を見ながら、将来的な運営主体のあり方等について検討がなされていくと伺っておりますが、現時点で、このことによる影響を認めておらないところでございます。今後、国において行わ

れるこれらの議論を注視してまいる必要があるものと考えておりますが、広域連合といたしましては、引き続き被保険者の方々が安心して医療を受けていただけますよう、制度を確実に運営してまいる所存でございます。

○議長（野田譲議員） これにて一般質問を終結いたします。

日程第 1 2 議第 2 号議案 東日本大震災被災者に対する医療費の一部負担金
免除に関する意見書

○議長（野田譲議員） 次に、日程第 1 2、議第 2 号議案、東日本大震災被災者に対する医療費の一部負担金免除に関する意見書を議題とし、提出者から提案理由の説明を求めます。2 番臼井真人議員。

○2 番（臼井真人議員） 議員提出議案につきまして、提出者を代表いたしまして私から御説明を申し上げます。

この意見書（案）につきましては、各グループの会長等 4 名が提出者となり、副会長等 4 名の方に御賛同を賜りまして、提案させていただきたいものであります。この「東日本大震災被災者に対する医療費の一部負担金免除に関する意見書」の内容につきましては、既に皆様のお手元に配付してありますので、その詳細については割愛いたします。

当広域連合議会においては、平成 2 5 年第 1 回、第 2 回、平成 2 6 年第 1 回定例会において、同様の趣旨の内容を含む意見書を議決し、関係機関に提出の上、支援を要請した経緯があります。しかし、国は現在まで意見書の内容を具体化しておりません。現在、当広域連合においては、構成市町村の独自の負担により対象を限定して一部負担金免除を行っておりますが、構成市町村においても厳しい財政状況に置かれております。

つきましては、被災されました被保険者は依然として厳しい状況下にありますことから、宮城県後期高齢者医療広域連合議会の総意として、国に対し財政支援を強く求めるべきと考えるものでございます。

以上、簡単ですが議案の説明とさせていただきます。

○議長（野田譲議員） ありがとうございます。

議第 2 号議案について、質疑、討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野田議員) 御異議なしと認めます。

よって、議第2号議案は原案のとおり可決されました。

日程第13 請願第1号 東日本大震災による被災した後期高齢者の医療費等の一部負担金の免除措置の継続に関する請願

○議長(野田議員) 次に、日程第13、請願第1号、東日本大震災による被災した後期高齢者の医療費等の一部負担金の免除措置の継続に関する請願書を議題とし、紹介議員から説明を求めます。32番歌川議員。

○32番(歌川渡議員) 32番、歌川です。請願第1号、東日本大震災による被災した後期高齢者の医療費等の一部負担金の免除措置の継続に関する請願書について、請願書内容を読み上げ説明、提案したいと思います。

請願の趣旨について、東日本大震災で被災した後期高齢者に対する医療費等の一部負担金免除措置を、これまでどおり平成28年度も継続することを求めるものであります。

請願の理由についてですが、東日本大震災から4年4ヶ月が経過をしました。国が平成24年10月1日以降、既存の国の財政調整交付金の仕組みに変更するもとの、県と市町村は被災者の国保、介護保険、後期高齢者医療、障がい者福祉サービスの一部負担金の免除措置を被災者の対象者を絞って継続してきました。被災地においては雇用確保、生活再建が進まない中で、体調不良や持病悪化などが慢性化しています。

宮城県が平成27年4月に発表した、平成26年度の応急仮設住宅や民間借上住宅等入居者健康調査の結果でも示されているとおり、後期高齢者の「病気がある人」の割合は85%を超え、「体調が余り良くない」と「とても悪い」は約30%に達し、「睡眠障害のある方」は80代女性が21%、病気のある方の2.6%が治療を中断しています。被災者は医療費等一部負担金の免除措置の継続を強く望んでおり、継続することを求めています。特に被災者の不自由な仮設住宅での生活、将来不安などにより一層の健康悪化が心配です。

こうした状況を踏まえて、貴後期高齢者医療広域連合議会において、1. 被災者の医療費等の一部負担金、利用者負担金の免除のために、国が十分な財政支援を講ずるよう意見書を提出すること。2. 現在継続している被災者の後期高齢者医療の一部負担金の免除措置を平成28年度も継続すること。以上のとおり、請願事項を採択くださるよう請願をい

たします。

議員各位の賛同をよろしくお願いし、請願提案といたします。

○議長（野田譲議員） これより討論を行います。

○議長（野田譲議員） 2番臼井真人議員。

○2番（臼井真人議員） 東日本大震災による被災した後期高齢者の医療費等の一部負担金の免除措置の継続に関する請願書の採択について、反対の立場から討論させていただきます。

被災した被保険者においては、その生活は未だ十分に再建されたとは言い難い状況が見られ、その生活再建と心身の健康維持のため、継続的な支援が必要な状況であります。

このため、私たち広域連合の議員としては、医療費の一部負担金につき、その費用は国が全額を負担すべきと訴える必要があることは、先ほどの議第2号議案で可決された意見書のとおりでございます。

現在、当広域連合においては、先に採択された意見書のとおり、構成する市町村の負担金でその財源を賄いながら、その対象を限定し、被保険者の一部負担金免除措置を実施しているところでございますが、当広域連合及び構成市町村は、厳しい財政状況におかれておることも事実であります。

こうした、国からの財政支援状況がない状況下において、各市町村の財政状況を顧みず、一部負担金免除措置の平成28年度の継続を求める請願を採択することは、構成する市町村議会を代表する立場である広域連合議員として、責任ある行動とは言えないものと考えます。

以上のことから、本請願書につきましては、賛同いたしかねるものであることを申し上げます、反対討論といたします。

議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野田譲議員） 暫時休憩いたします。

午後3時45分 休憩

午後3時47分 再開

○議長（野田譲議員） 再開いたします。

ただいま、各代表者の方々の了承を賜りました。

○29番（鞠子幸則議員） ありがとうございます。賛成討論いたします。

29番、亘理町議会の鞠子幸則です。私は、被災者の皆さんの声を強化しながら請願の採択に賛成の立場で討論いたします。

本町の仮設住宅の6月3日現在の空き室率は75.5%であります。しかし、大震災から4年5カ月が経過しようとしているのに、266世帯674人がいまだに大変不自由な仮設住宅で暮らしております。被災者の皆様が住宅の確保の見通しさえない状態です。生活の再建は道半ばであります。こうした中、医療費の一部負担金免除措置を、対象者を絞りながら続けることは切実な要望であります。

仮設住宅から災害公営住宅に6月に引っ越したお年寄り、80代の2人暮らしのお年寄りです。おじいちゃんはパーキンソン病で、難病でありますので医療費はかかりません。おばあちゃんは整形外科、眼科、内科を受診しております。月の医療費は2万円くらいかかるそうであります。この方は、年金を取り崩して生活しております。生活保護の申請をしましたがけれども、預金があるということで生活保護を辞退した経過もあります。このおばあちゃんの話です。「今対象者を絞りながら医療費の一部負担を免除されて、本当に助かっております。来年度もぜひ引き続き続けてほしい」という切実な声を伺っております。

私どもは、こうした被災者の皆さんの声をしっかりと受けとめる必要があると思えます。こういう立場から賛成討論といたします。以上です。

○議長（野田譲議員） これにて討論を終結いたします。

これより、請願第1号について、起立により採決いたします。

本案を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（野田譲議員） 起立少数であります。

よって、請願第1号は不採択とすることに決定しました。

○議長（野田譲議員） 以上で、今期定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これにて平成27年第2回宮城県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

午後3時58分 閉会

以上、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 野 田 讓

署名議員 白 井 真 人

署名議員 浅 野 敏 江